

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第三十二号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十一年十月奈良県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第十四号中「農業」の下に「又は林業」を加える。

第三条の二第二項中「五百円」を「九百五十円」に、「一万二百円」を「二万円」に改める。

第十条の八の見出し中「農業」の下に「又は林業」を加え、同条第一項中「農業大学校」を「なら食と農の魅力創造国際大学校」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 林業の教育指導に従事する職員の特殊勤務手当は、奈良県フォレストアカデミーに勤務する職員が実習を伴う林業に関する科目を担当して教育指導に従事したときに支給する。

附則第七項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第一条に規定するものをいう」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る」に改める。

附則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。